

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

規制の名称：一般事業主行動計画の策定義務の対象範囲の拡大

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：雇用環境・均等局雇用機会均等課

評価実施時期：平成31年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

女性活躍推進法においては、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、国及び地方公共団体以外の事業主のうち常時雇用する労働者が301人以上の大企業に対し、女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（「一般事業主行動計画」）の策定を義務付け、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業については、計画策定の努力義務を課している。

現在、301人以上の大企業については、ほぼ全ての事業主（16,425社（平成30年12月時点））が行動計画を届け出ている一方、300人以下の中小企業については、5,681社（同）しか行動計画を策定しておらず、女性の活躍推進の取組が十分に進んでいるとはいえない。

そのため、一般事業主行動計画の策定義務の対象を常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大するものである。

こうした規制の拡充を行わない場合は、上記のような状況が改善しない。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

国及び地方公共団体以外の事業主のうち常時雇用する労働者が 300 人以下の中小企業についても、一般事業主行動計画の策定の努力義務を課しており、厚生労働省としても企業向けのセミナー開催や策定支援を行ってきたところであるが、一般事業主行動計画を策定する中小企業は少なく、女性活躍の取組は十分に進んでいない。このため規制の拡充が必要である。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

遵守費用として、今回新たに策定義務の対象となる事業主において、計画策定の費用が発生する。ただし、施行までに十分な期間を設け、計画策定方法の簡素効率化や策定支援等を行うため、過大な費用は発生しない。

また、行政費用として、都道府県労働局において、計画の届出を受理する業務や計画策定の支援に係る業務が増加することで費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の拡充のため該当せず）

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

一般事業主行動計画の策定等により、事業主における女性活躍に関する計画的な取組が促され、社会全体での女性活躍の推進につながる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の拡充のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

規制の拡充を行うことで事業主及び都道府県労働局に一定の負担が生じるものの、中小企業での女性活躍の取組が促進され、急速な少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現されるため、便益が費用を上回る。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

常時雇用する労働者が 101 人以上である事業主に対して、一般事業主行動計画の策定を義務化するとともに、策定を行わなかった場合に罰則を科すことが考えられる。

しかし、現在一般事業主行動計画の策定が義務化されている常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主については策定率がおおむね 100%であることから、労働局による行政指導で履行確保はできており、新たに罰則規定を課すことは、より大きな行政費用を生じさせる。したがって、採用案のほうが適当である。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(なし)

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしている。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難。